

表示関係事項

新指針	新指針施行通達	旧指針(平成4年)	旧指針施行通達
厚生労働省告示 第133号 平成24年3月16日	基発0329第11号 平成24年3月29日	労働省告示第60号 平成4年7月1日 新指針により廃止	基発第394号 平成4年7月1日 新指針施行通達により廃止
第2条 (譲渡提供者による表示)		第3条(事業者による化学物質等安全データシートの作成等)	
第一項 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあつては、その容器。以下この条において同じ。)に、当該危険有害化学物質等に係る次に掲げるものを表示するものとする。	危険有害化学物質等とは、GHS分類で危険有害性区分(危険有害性の強度)が決定された化学物質等	第一項 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあつては、当該容器。次条において同じ。)に、当該危険有害化学物質等に係る次の事項を表示するものとする。	表示は、必要事項を印刷または印刷した票せんをはり付ける。すべての印刷が困難な時は、名称・成分及びその含有量以外の事項は印刷した票せんを結び付けてもよい 【注; 新指針第2条第2項と同じ】  容器に入れ、または包装以外の方法で譲渡・提供する者は、SDSを交付すれば表示を行う必要はない
ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りではない。	主として一般消費者の生活の用に供するためのものは、以下のもの ア 薬事法; 医薬品, 医薬部外品, 化粧品 イ 農薬取締法; 農薬 ウ 取扱いの過程で固体以外の状態にならず、粉状・粒状にならない製品 エ 密封された状態で取り扱われる製品 オ 食品及び食品添加物		
	混合物としてのGHS分類が望ましい。混合物としてハザード試験が場合に、含有純物質のGHS分類結果を活用してもよい。(GHSの濃度限界以上又はこの値未満でハザードが判明しているもの) 【混合物製品への注意事項】		
	ハ 人体に及ぼす作用、ヘ 注意喚起語、ト 安定性及び反応性と絵表示は、混合物全体として有害性分類がされていない場合には含有物質ごとの記載でよい。GHSでハザードクラス・区分が決定されない場合は、記載しないでもよい 【混合物製品への注意事項】		
一 次に掲げる事項			
イ 名称	ア 危険有害化学物質等の名称を記載 イ 表示名称と通知名称は一致	1 名称	SDSと同一のもの
ロ 成分	ハザードのある化学物質名称を列記 混合物は、ハザードごとに一つずつ化学物質名称を示し、その他は省略してよい。名称を記載しないでも、作業中・消費者の健康・安全と環境保護を危うくしない物質は一般名を記載してもよい	2 成分及びその含有量 3 危険有害性の種類	SDSと同一のもの
ハ 人体に及ぼす作用	有害性を示す GHS附属書3、JISZ7253附属書Aに割り当てられた危険有害性情報欄の文言を記載	4 人体に及ぼす作用	
ニ 貯蔵又は取扱い上の注意	ばく露、その不適切な貯蔵・取扱いから生じる被害を防止するための措置を記載	5 貯蔵又は取扱い上の注意	SDSの「貯蔵又は取扱い上の注意」を要約したものを記載
ホ 表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号	譲渡・提供する者の情報を記載 緊急連絡用電話番号の記載が望ましい	6 当該表示をした者の氏名(法人にあつては、その名称)及び住所	
ヘ 注意喚起語	GHS附属書3、JISZ7253附属書Aに割り当てられた注意喚起語欄の文言を記載		
ト 安定性及び反応性	危険性を示す GHS附属書3、JISZ7253附属書Aに割り当てられた危険有害性情報欄の文言を記載		
二 則第24条の14第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章において定める絵表示	白い背景の上に黒いシンボルを置き十分に幅広い赤い枠で囲んだもの	7 前各号に掲げるもののほか、労働省労働基準局長が定める事項	
第二項 前項の規定による表示は、同項の容器又は包装に、同項各号に掲げるもの(以下「表示事項等」という。)を印刷し、又は表示事項等を印刷した票せんを貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票せんを貼り付けることが困難なときは、該表示事項等のうち同項第一号ハからトまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票せんを当該容器又は包装に結びつけることにより表示するとしてもよい。			
第三項 危険有害化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、表示事項等を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するもの		第二項 前条第2項の【注; SDSに関する】規定は、前項の表示について準用する。	

表示関係事項

<p>第四項 危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供した者は、譲渡し、又は提供した後において、当該危険有害化学物質等に係る表示事項等に変更が生じた場合には、当該変更の内容について、譲渡し、又は提供した相手方に、速やかに、通知するものとする。</p>	<p>[1] ハザード情報が新たに明らかになった場合 [2] 法に基づく新たな規制の対象になった場合 [3] 新たにばく露防止の技術が確立した場合</p>		
<p>第五項 前四項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関し表示事項等の表示について法令に定めがある場合には、当該表示事項等の表示については、その定めによることができる。</p>		<p>第三項 前二項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関し第1項各号に掲げる事項の表示について法令に定めがある場合には、当該事項の表示については、その定めによることができる。</p>	<p>安衛法とその他の関係法令に基づく表示が措置がとられていれば、第1,2項の措置が行われているものとする</p>

第4条関係(事業者による表示及び文書の作成等)のうち表示に関わる部分 第六条 事業者による化学物質等安全データシートの作成等

<p>第一項 事業者(化学物質等を製造し、又は輸入する事業者及び当該物の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者をいう。以下同じ。)は、容器に入れ、又は包装した化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装した化学物質等を労働者に取り扱わせる場合にあつては、当該容器。以下第三項において「容器等」という。)に、表示事項等を表示するものとする。</p>	<p>【注: 製造・輸入者に限らず、購入者を含めた全ての事業者に表示が求められていることに注意が必要】</p>	<p>第二項 事業者は、容器に入れ、又は包装した危険有害化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装した危険有害物質等を労働者に取り扱わせる場合にあつては、当該容器。第4項において同じ。)に第3条第1項各号に掲げる事項を表示するものとする。</p>	<p>主に次に掲げる場合について規定したものの。 [1] 製品又は製造中間体として製造したものを容器等に入れて労働者に取り扱わせる場合。 [2] 譲渡・提供された危険有害化学物質等を、容器に小分けする等により労働者に取り扱わせる場合。</p>
<p>第二項 第二条第二項の規定は、前項の表示について準用する。</p>	<p>【注: 票せんに関する規定】</p>		
<p>第三項 事業者は、前項において準用する第二条第二項の規定による表示をすることにより労働者の化学物質等の取扱いに支障が生じるおそれがある場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。</p>	<p>①反応中の化学物質の入ったもの、②成分・含有率・化学物質の状態の変化が生じる操作(希釈、洗浄、脱水、乾燥、蒸留等)を行っているもの、③内容物が短時間(概ね1日以内)に入れ替わる場合、④物理的制約のある場合(容器が小さく表示事項等の全てを表示することが困難な場合)、⑤取扱い物質の数が多く全てを表示することが困難な場合、⑥容器に近づけない又は容器が著しく大きいことでラベルを労働者が確認することが困難な場合、⑦容器の内容物が頻繁に(概ね2週間以内に)入れ替わる場合等</p> <p>廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物に係る掲示が行われていれればよい</p>		
<p>一 当該容器等に名称を表示し、必要に応じ、第二条第一項第二号の絵表示を併記すること。</p>	<p>略称、記号、番号でもよい。タンク、配管等への名称表示は、タンク名、配管名等を周知し、内容物を示すフローチャート、作業標準書等により労働者に伝えることも含む。絵表示は、白黒の図で記載してもよい。注意喚起語等、表示事項の一部を併記してもよい</p>		
<p>二 表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事項等を記載した一覧表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること</p>	<p>掲示は、譲渡提供時に交付されたSDSを利用してもよい</p>		
<p>第四項 事業者は、化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等を専ら貯蔵し、又は取り扱う場所に、表示事項等を掲示するものとする。</p>	<p>ヤード等に野積みされた化学物質等を労働者に取り扱わせるとき等が含まれる</p>	<p>第三項 危険有害化学物質等の使用事業者が労働者に取り扱わせるときは、貯蔵・取り扱う場所(設備)に、表示項目を掲示する</p>	<p>危険有害化学物質等を以下のように労働者に取り扱わせるとき等 [1] ヤード等に野積みされた危険有害化学物質等 [2] 槽類及び塔類等に貯蔵された危険有害化学物質等 第3項は関係法令に基づく表示がされておれば、本項の措置が行われているものとして取り扱う</p>
		<p>第四項 事業者は、危険有害化学物質等以外の化学物質等であつて容器に入れ、又は包装したものを労働者に取り扱わせるときは、当該容器又は包装に当該化学物質等の名称を表示</p> <p>第五項 事業者は、危険有害化学物質等以外の化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等を専ら貯蔵し、又は取り扱う場所(設備を含む。)に、当該化学物質等の名称を掲示するものとする。</p>	<p>掲示には、標識による方法のほかフローチャートの備え付けによる周知等の方法がある。</p>

表示関係事項

<p>第六項 事業者は、第2条第4項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けたとき、第1項の規定により表示(第2項の規定により準用する第2条第2項ただし書の場合における表示及び第3項の規定により講じる措置を含む。以下この項において同じ。)をし、若しくは第4項の規定により掲示をした場合であって当該表示若しくは掲示に係る表示事項等に変更が生じたとき、又は前項の規定により文書を作成した場合であって当該文書に係る前条第1項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、当該通知、当該表示事項等の変更又は当該各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。</p>		<p>第六項 事業者は、第2条第2項(第3条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けたとき、第1項の規定によりSDSを作成した場合であって当該SDSに係る第2条第1項各号に掲げる事項に変更が生じたとき、又は第2項の規定により表示をし、若しくは第3項の規定により掲示をした場合であって当該表示若しくは掲示に係る第3条第1項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、当該通知、当該第2条第1項各号に掲げる事項の変更又は当該第3条第1項各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行</p>	
---	--	---	--